

令和4年度女性のエンパワーメント事業業務委託に係る企画提案募集要項

1 募集の目的

ジェンダー平等推進の観点から様々な分野での女性の参画を促進し、そのエンパワーメントの支援を行う「女性のエンパワーメント事業」を実施するため、事業の企画・運営を行う団体等を募集する。

2 委託業務の概要

(1) 事業名

女性のエンパワーメント事業業務委託

(2) 履行期限

令和5年3月31日（金）

(3) 業務内容等

「令和4年度女性のエンパワーメント事業業務委託仕様書」のとおり。

1つのセミナーへの提案または2～4つのセミナーを組み合わせた提案を募集する。

3 参加資格

民間企業、特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体（以下「団体等」という。）で、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 鹿児島県内に本社，支社，営業所等の業務拠点を有すること。
- (2) これまで男女共同参画推進に係る活動や事業実績があり現に活動していること。
- (3) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (4) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 鹿児島県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 鹿児島県税を滞納していないこと。
- (9) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 募集開始 | 令和4年5月18日（水） |
| (2) 参加申込書提出期限 | 6月2日（木） |
| (3) 応募書提出期限 | 6月17日（金）午後5時 |
| (4) プレゼンテーション，審査会 | 6月下旬 |
| (5) 業務委託先決定 | 6月下旬 |
| (6) 業務委託契約の締結 | 7月上旬 |

5 応募方法について

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式A）

② 企画提案応募書等

ア 企画提案応募書（様式1）

イ 団体等調書（様式2）※NPO，任意団体

ウ 法人等調書（様式3）※NPO，任意団体以外

エ 「誓約書」及び「役員等名簿」（様式4）※両面印刷とすること

オ 団体の目的等についての確認書（様式5）※任意団体

カ 企画書（任意様式または参考様式1）

キ 実施体制（任意様式または参考様式2）

ク 経費積算書（任意様式または参考様式3）

ケ 類似業務実績（任意様式または参考様式4）

※カ～ケについて任意様式で提出する場合，参考様式に示す項目を全て記載すること。

(2) 提出期限

「4 スケジュール」のとおり

(3) 提出先

「12 問合せ先」のとおり

(4) 提出方法

①についてはFAXまたはE-mailで提出。送信後に必ず電話連絡を行うこと。

②については持参又は郵送で提出。郵送の場合も期限までの必着とする。

(5) 提出部数

②のみ7部（正本1部，副本6部）

副本については，(1)応募書の②カ～ケのみとする。

(6) 留意事項

ア 企画書は，1者につき1案に限る。

イ 企画書の規格は，A4版又はA3版の折込みとする。

ウ 期限を過ぎて提出された企画書については，いかなる理由があっても選定されない。

エ 応募書類の作成等，応募に係る一切の費用は応募者の負担となる。

オ 提出された全ての書類等は返却しない。

カ 応募書類は，実施団体の選定等に必要な範囲において複製することがある。

キ 企画提案内容に，特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合，その使用に関する全ての責任は応募者が負うものとする。

ク 採用された企画書による提案内容及び作成された資料等の使用权は県に帰属する。

ケ 審査した提案内容について，行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は，当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては開示対象となる場合がある。

6 選考方法

(1) 審査方法

応募のあった企画提案の審査及び選考を県において行い，審査の結果，最も優れてい

るとされた企画提案応募書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。
審査に際しては、応募者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションの日時・場所

日時：令和4年6月下旬（予定）

場所：かごしま県民交流センター内

※プレゼンテーションの詳細については、応募者に別途通知する。

(3) その他

プレゼンテーションへの出席に係る経費は、応募者の負担とする。また、プレゼンテーションでパソコン、プロジェクター等を使用する場合は応募者が用意すること。

7 審査基準

(1) 提案内容の適格性

企画内容が提示した趣旨に沿っていること。

男女共同参画の視点を持った内容であること。

(2) 事業の実現性

企画内容に具体性があり、実現可能な運営方法であること。

(3) 事業の実施効果

具体的な事業効果が期待できる企画内容であること。

(4) 資金計画の妥当性

資金計画が企画内容に対して妥当なものであること。

8 選考結果

選考の結果は、応募した全ての団体等に対し文書で通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

9 受託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、鹿児島県個人情報保護条例及び鹿児島県個人情報保護条例施行規則に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に努めること。

(3) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。

受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、県と協議するものとする。

(4) 成果品の帰属

本業務で得た成果品に関する全ての権利は県に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な処理を行うこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る対応について

受託者は、事業実施に当たり必要な感染対策を徹底すること。また、会場の安全性等

について随時協議を行い，受託者は県の指示に従うこと。

11 事業の実施

(1) 採択後の必要書類

採択となった応募者は，事業費の見積書を提出する。

※県の納税証明書等提出もあわせて求めることがある。

(2) 業務委託契約の締結

業務委託契約の締結に当たっては，応募書類の内容をそのまま実施することを確約するものではない。

委託先候補者と県は，応募書類の内容をもとに必要な具体の履行条件などの協議・調整を行い，この協議等が整ったときに，業務委託契約を締結するものとする。

契約の手続は，鹿児島県契約規則の規定に基づいて行う。

(3) 事業費の支払い

支払いは，原則として履行確認後（事業完了検査後）に行う。

ただし，前金払については，その割合等を契約時に取り決める。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，事業の中止・延期，または事業内容の変更を行う場合がある。

この場合，県は受託者に対して，契約金の減額を含む契約変更の協議を行う。

12 問合せ先

かごしま県民交流センター男女共同参画推進課（鹿児島県男女共同参画センター）

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50

TEL 099-221-6603 FAX 099-221-6640

E-mail p-harmony@pref.kagoshima.lg.jp